

京都大学	博士(文学)	氏名	松 島 隆 真
論文題目	漢帝国の成立		
(論文内容の要旨) 本論文は、漢王朝と諸侯王国の連合体として発足した前漢が、名実ともに「中国」全体を指す政権とみなされるようになるまでの過程をたどる。 〈序論〉は、漢初において、「漢」は「中国」の一部を指すに過ぎなかったという事実を確認した上で、一般にこの時代の国制を示す「郡国制」なる術語が定着に至る学説史をたどり、ついで張家山漢簡公刊(2001)を契機とする漢初への関心の高まり、「郡国制」の再検討といった近年の動向を論評した上で、本論の構成・内容を予告する。 〈第一章 漢王朝の成立 一爵を手がかりに一〉は、高祖劉邦とその功臣たちの軌跡をたどることで、漢王朝成立過程の解明を試みる。〈第一節 魏人劉邦と功臣たち〉；劉邦の功臣は行軍の過程で参加し、多様な地域に出自した。〈第二節 功臣たちの授爵記事より〉；劉邦自身が授爵の主体となり、功臣との君臣関係を取り結ぶことは、漢王即位後である。〈第三節 高祖五年五月詔より〉；高祖二年の楚爵から漢爵への爵制変更は項羽からの自立の表明であり、ついで六年の列侯封爵の前後に二度目の爵制変更が行われた。〈第四節 功臣たちの席次より〉；六年の列侯封爵において食邑が関外に設置されたこと、同姓諸侯王の相に列侯が任ぜられたことは、劉氏の貴種化と相まって漢の事実上の全国支配力を拡大した。 〈第二章 陳渉から劉邦へ 一秦末楚漢の国際秩序一〉；〈第一節 陳渉挙兵から懷王政権まで〉は、秦末争乱の拡大過程を概観する。〈第二節 争乱初期の秩序形成、あるいは陳渉推戴記事の再検討〉は、秦末争乱期に自立した諸王国は旧六国の枠組みを逸脱せず、またその王位の正統性は諸王国の相互承認が最重要の条件であったこと、楚懷王の優越を前提とする多国間秩序の成立を確認する。〈第三節 項羽十八王分封の実像〉；項羽は諸王国を分割し、秦の打倒に軍功のあった將相を新王に擁立したが、旧王も存置され、軍功重視の方針は貫徹されなかった。〈第四節 諸国内訌から楚漢戦争へ〉；諸王国における内訌を使囁する齊王田栄との開戦で、項羽の構築した国際秩序は崩壊した。楚漢戦争における劉邦の行動原理は、楚懷王期の「国際秩序」の再建であった。 〈第三章 「郡国制」を問い直す 一漢王朝と諸侯王国と一〉；まず〈第一節 諸侯王国は、漢王朝からどれほど自立していたか?〉では、紀年・人事・財政・律令・法の運用・爵制につき、諸侯王国の自立性を確認した上で、それが一定の制約を受けていたことを論ずる。ついで〈第二節 漢王朝と諸侯王国のあいだには、どれほど一体性があったのか?〉では、漢法・銅虎符・赦・郡国廟につき、漢王朝と諸侯王国の一			

体性、ないし漢王朝の優越性確保のための措置が施されていたことを確認する。以上を踏まえて、〈第三節 「天下」の内と外〉では、漢王朝にとって諸侯王国は「国外」であったが、さらに外側の匈奴などに対しては、漢王朝・諸侯王国は「中国」としての一体性を有していたとする。

〈第四章 賈誼匈奴論再考〉は、「三表五餌」に代表される文帝期の賈誼の対匈奴政策を検討する。〈第一節 賈誼匈奴論のテキスト問題〉；賈誼『新書』については、『漢書』所載の賈誼の論説を素材に二次的に造作されたものとする説に反駁した上で、解縣・勢卑→威不信の先後関係を確認する。〈第二節 賈誼の匈奴認識〉；解縣・勢卑および威不信篇において、賈誼は匈奴を天下の秩序と漢の民生を毀損する存在とみなすばかりであり、匈奴そのものの分析には及んでいない。一方で、匈奴篇においては、匈奴の内部構成・周辺事情が記述される。〈第三節 対匈奴策の分析〉；匈奴篇を分析する。「三表五餌」および関市開設は、従来、経済的・文化的な手段で匈奴を解体する政策と理解されてきたが、関市開設は匈奴の一方的要求に基づくものであり、匈奴篇は、現状容認を正当化するための議論であったに過ぎないとする。〈第四節 対匈奴策の系譜〉；賈誼の議論の歴史的背景として、統一秦以降の対匈奴政策を概観する。文帝期に至って投降胡人を活用する北辺防衛強化策が既定の方針となっていたことを確認した上で、匈奴篇の議論が、これが直接対決路線に転化しないよう、匈奴からの要求事項の受諾と単于との友好関係の維持強化を、それが漢の優位性に繋がるものとして主張したものとする。

〈第五章 呉楚七国の乱への道〉は、文帝即位より呉楚七国の乱に至るまでの政治史を、漢王朝と諸侯王国との関係を軸に復元する。〈第一節 孝文初期の政局〉；文帝の高祖功臣・齊王家との対立に際し、淮南厲王長・呉王濞は当初文帝に協力的であったことを確認する。〈第二節 賈誼の対諸侯王国策の背景と顛末〉；賈誼の言説を分析しつつ、〈(1) 分国策の内容〉〈(2) 背景としての淮南厲王事件〉〈(3) 藩屏強化策と辺郡収納、そして除関〉の三項にわたって、文帝の諸侯王との対立の実態を解明する。〈第三節 叛乱前夜〉；〈(1) 削地原因論をめぐって〉；呉楚七国の乱の直接的原因が呉に対する削地であったことを再確認する。〈(2) 「封建」の行方〉；景帝二年における皇子封建が漢王朝と諸侯王国の緊張を高めたことを論ずる。

〈終章〉；〈第一節 南からの眺望〉；長沙と閩越・東甌とが「天下」の内外に位置したことから、「郡国制」の核心たる論理が「封建」ではなく漢法・郡国廟であったことを確認する。〈第二節 建元六年の転機〉；建元六年（135BC）の竇太后の死を契機に武帝は積極策に転じた。南越征服後、封禪を挙行し、「天下」の民を対象とする賜爵を行い、平準法によって郡国の財を中央に移管したことは、漢王朝と諸侯王国から成る「天下」が、事実上の「漢帝国」となったことを示す。〈第三節 小結 一郡国廟から民爵賜与へ〉；武帝以前における「天下」統合志向の要因を概観し、武帝期以降、統合の羈絆が郡国廟から民爵賜与へと転化したことを論ずる。

(論文審査の結果の要旨)

高祖の即位(202BC)から呉楚七国の乱(154BC)までの前漢前期、漢王朝の直轄領は中国本土の西半に限られ、東半には諸侯王国が割拠した。こうした国制のありかたは、一般に「郡国制」と称される。西嶋定生はその旧説(1949)において、高祖とその功臣との関係、延いては漢帝国成立後の皇帝と列侯・諸侯王の関係を「家父長制的家内奴隸制」と規定し、漢帝国の統治形態を「郡国制」と称した。「家父長制的家内奴隸制」論は1961年に撤回されたが、「郡国制」は、前漢前期の国制を表現する用語として無批判に踏襲されていった。『雲夢睡虎地秦簡』(1978)公刊ののち、秦漢史研究は一変し、出土文字資料に基づく法制史・制度史研究が盛んになったが、『張家山漢簡』(2001)公刊は、秦との比較において前漢前期を考察することを可能にし、「郡国制」に代表される前漢前期国制の再検討が活発化した。本論文はこうした研究の現況を踏まえつつ、漢王朝と諸侯王国の連合体が、「漢帝国」に統合された過程の解明を試みるものである。

本論文は、相当の蓄積のある研究史を丁寧に咀嚼しながらも、それらに牽引され、あるいは安易に依拠することなく、創見に富んだ問題設定と分析手法を、各章において次々に提示する。

〈序章〉においては、自明の前提とされてきた「郡国制」を研究史的に分析することで、漢王朝成立時点の「中国」が決して統一国家ではなく、漢王朝と諸侯王国の連合体であったことを確認し、「中国」が「漢帝国」に統合される過程の解明という本論文の目的が提示される。

〈第一章 漢王朝の成立〉では、君臣関係の表象である爵の授与のありかたを具体的に解明することで、高祖とその功臣たちとの君臣関係が、西嶋旧説の「家父長制的家内奴隸制」論以來自明の前提とされていた高祖集団への参加の時点ではなく、高祖元年(206BC)の漢王国成立の時点に成立したことを確認する。

〈第二章 陳渉から劉邦へ—秦末楚漢の国際秩序—〉は、秦漢交代期における諸王国の正統性を問題とする。先行研究においては、諸王国の王の身分的出自にもっぱら焦点が置かれてきたが、論者は、戦国後期から前漢前期における「国際的秩序」の連続性を主張する近年の議論を批判的に援用しつつ、(1)諸王国は旧六国の枠組みを逸脱せず、その王位の正統性は諸王国の相互承認に基づく。(2)楚懷王の優越を前提とする多国間秩序が成立した。(3)項羽は諸王国を分割し、軍功のあった将相を新王に擁立したが、旧王も存置された。(4)旧六国の枠組みにおける新王・旧王の内訌を使嗟した斉王田栄との開戦で、項羽の構築した「国際的秩序」は崩壊した。(5)劉邦は、楚懷王期の「国際的秩序」の再建をその行動原理とした、といった所見を提示する。

〈第三章 「郡国制」を問い直す—漢王朝と諸侯王国と—〉は〈第一節 諸侯王国は、漢王朝からどれほど自立していたか?〉〈第二節 漢王朝と諸侯王国のあいだには、どれほど一体性があつたのか?〉において「郡国制」の実態を包括的に概観した上で、

〈第三節 「天下」の内と外〉では、漢王朝にとって諸侯王国は「国外」であったが、さらに外側の匈奴などに対しては、漢王朝・諸侯王国は「中国」としての一体性を有していたとする。「郡国制」に関する議論の現況を手際よく整理した好論である。

〈第四章 賈誼匈奴論再考〉は、文帝期の賈誼の対匈奴政策を検討する。「三表五餌」および関市開設を、経済的・文化的な手段で匈奴を解体する政策とする通説に対し、統一秦以降の対匈奴政策をたどった上で、(1) 関市開設は匈奴の一方的な要求に属する。(2) 文帝期には投降胡人を活用する北辺防衛強化策が既定の方針となっていた。(3) 賈誼は直接対決路線を回避すべく、匈奴の要求事項の受諾を正当化する議論を展開した、と論ずる。

〈第五章 呉楚七国の乱への道〉では、文帝即位より呉楚七国の乱に至る漢王朝と諸侯王国の関係を分析する。呉楚七国の乱の原因については、皇帝専制政治と封建制の衝突を必然とする構造論的説明に加えて、前年の諸侯王国に対する削地を挙げることが通説であったが、論者は、(1) 文帝初年における高祖功臣・斉王家との対立の際に、淮南厲王長・呉王濞はむしろ文帝を支持したこと、(2) 淮南厲王長・呉王濞の叛乱は、個別具体的な事件史として理解すべきであることを主張する。

〈終章〉では、まず、長沙と閩越・東甌を対比し、「郡国制」の核心が「封建」ではなく漢法・郡国廟にあったことを確認する。ついで武帝が南越征服ののち、封禅を举行し、「天下」の民を対象とする賜爵を行い、平準法によって郡国の財を中央に移管したことを、「漢帝国」成立の画期と評価する。最後に、武帝以前における「天下」統合志向の要因を概観し、統合の羈絆が郡国廟から民爵賜与へと転化したことを論ずる。

以上のように、本論文は、ともすれば図式的な理解に流れやすい構造論的説明に安易に依拠せず、緻密な政治史的分析を蓄積することによって、「漢帝国の成立」を説得的に記述している。

適宜挿入される史料批判がその説得力を増強している。従来ほとんど無批判に用いられてきた『史記』『漢書』の個々の記述に対する分析は、今後の研究の可能性を大きく開くものといえよう。第四章・第五章では賈誼『新書』に対する文献学的議論が展開される。本論文では行論の必要に応じた最小限の所見しか示されていないが、『新書』そのものを扱った専論を附録すればよかったようにも思う。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2013年2月19日、調査委員が論文内容とそれに関連して試問した結果、合格と認めた。